

楽学マンション管理士
一問一答
【法改正・正誤のお知らせ】

平成 24 年 8 月 21 日
(株)住宅新報社 書籍編集部
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 24 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 24 年 11 月 25 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P206 ③上 2 行目	都道府県知事又は指定都市等の長の認可を	都道府県知事等の認可を
P206 ④上 2 行目	都道府県知事の認可を	都道府県知事等の認可を
P207 ③上 2 行目	都道府県知事又は指定都市等の長の認可を	都道府県知事（市の区域内にあっては市長）の認可を
P207 ③上 4 行目	128 条	削除
P208 ⑭上 2～3 行目	都道府県知事又は指定都市等の長の認可を	都道府県知事等の認可を
P209 ⑭上 1～2 行目	都道府県知事の認可を	都道府県知事等の認可を
P209 ⑭上 2～5 行目	なお、この法律において、～（同法 128 条）。	削除

【正 誤】 上記書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P41 解答・解説 ①	<p>×⇒○ 解説を変更 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵がある場合、一次的にその建物の占有者が、損害賠償の責任を負う。そして、占有者が損害を防止するのに必要な注意をしたときは、二次的に所有者が損害賠償の責任を負う（民法 717 条）。一方占有権は、直接占有によらずに代理人によっても取得することができる。したがって、所有者である A は、占有者としての責任を負う。</p>	
P211 解答・解説 ⑰ 4 行目	<p>○⇒×</p>	<p>認可を申請することができる。しかし、ここでいう所有権以外の権利には、借地権や借家権は含まれていないので、同意を得る必要がある（建替え円滑化法 57 条 2、3 項、45 条 3 項）。</p>